

平成21年7月28日

各位

会社名 株式会社 千葉興業銀行  
代表者名 取締役頭取 青柳 俊一  
(コード番号 8337 東証第1部)  
問合せ先  
責任者役職名 常務執行役員経営企画部長  
氏名 田中 宏  
電話番号 (043)243-2111 (大代表)

### 経営健全化計画に係る業務改善命令について

株式会社千葉興業銀行(頭取 青柳 俊一)は、本日、金融庁より「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)第20条第2項」及び「銀行法(昭和56年法律第59号)第26条第1項」の規定に基づき、業務改善命令を受けました。

今回の業務改善命令の内容は下記のとおりとなっておりますが、当行といたしましては今回の業務改善命令を真摯に受け止め、有価証券投資に係るリスク管理の強化を含んだ更なる経営の体質強化及び財務の健全化を図ることにより、今後の収益増強に取り組んでまいります。

#### 記

##### 1. 業務改善命令の内容

- (1) 有価証券投資に係るリスク管理について実効性ある具体的改善策を含む、抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成21年9月11日(金)までに提出すること。
- (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
- (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

##### 2. 処分の理由

経営健全化計画に係る平成21年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離していること。その主因となった有価証券関連損失については、国内外の金融環境の変動等の影響は認められるものの、有価証券投資に係るリスク管理に改善すべき点が認められるなど、早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められること。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
経営企画部 調査広報室 秋元  
043-243-2111 (内線 3311)